

大間原子力発電所建設に係る函館市民への安全性に関する説明を 求める意見書

平成20年4月23日、経済産業大臣から電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所原子炉設置許可が出されました。

建設許可が出された大間原子力発電所は、国内最大級の138万3,000KWの出力で、燃料にウランとプルトニウムを混合したMOX燃料を世界で初めて全炉心で使用する改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）原発ですが、MOX燃料を全炉心で使用するのは世界でも実用例がなくその安全性が問題視されており、事故が起きた場合、最短距離で18キロメートルしか離れていない函館市への被害の可能性をはじめ、建設予定地が火山帯の上に位置していること、建設予定地付近の断層調査の不十分さ、原子力発電所からの温排水による海や漁業への影響、函館市に水揚げされる海産物の風評被害など、さまざまなことが懸念されています。

また、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所が被災したことから、原子力発電所の耐震安全性などに大きな不安が持たれることとなりましたが、その調査の結果も十分分析されていないことや、耐震基準が5倍に引き上げられたにもかかわらず、大間原子力発電所は、従前の基準のままでの原子炉設置許可であり、不安に拍車をかける状況となっています。

政府は、函館市に対し、大間原子力発電所建設に係る第2次ヒアリングでの意見陳述は認めたものの、建設については函館市側の関与を何ら認めてこなかったものであり、仮に函館市および近隣に安全上何の影響もないとするのであれば、安全対策の必要がない旨について、函館市民および近隣の住民に説明のうえ理解と納得を得るべきであり、もし、単に自らが決めた基準を根拠として説明を要しないとするのであれば、行政執行の姿勢として不十分なものと言わざるを得ません。

よって、政府は、函館市民および近隣の住民の不安払拭のために、自ら大間原子力発電所の安全性について説明するとともに、事業者に対しても同様の対応を指導するよう要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成20年6月26日

函館市議会議長 阿部 善一